

社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会 自立生活支援専門員募集要項

本会が区から委託を受けている「世田谷区生活困窮者自立相談支援センター」で、生活困窮者の自立に向けた相談及び支援業務と一緒に担っていただける方を募集します。

1 採用予定職種

自立生活支援専門員

2 採用予定人数

若干名

3 応募資格

次の（１）～（３）の要件をすべて満たす方

- （１）福祉の相談業務、または就労支援業務を行う機関・団体での実務経験を１年以上有する
- （２）次の①～③のうち、いずれかの要件に該当する
 - ①社会福祉士、精神保健福祉士、その他福祉に関する国家資格を有する
 - ②キャリアコンサルタント、産業カウンセラー、ファイナンシャルプランナー２級のいずれかの資格を有する
 - ③生活困窮者に関する団体での相談業務の実務経験または生活保護に関する相談業務の実務経験がある
- （３）パソコン操作（ワード、エクセル等）ができる

4 職務内容

- （１）生活困窮者自立相談支援業務に関すること
- （２）窓口・電話対応・受付業務
- （３）その他、上記に関連する業務

5 勤務地

世田谷区生活困窮者自立相談支援センター

所在地：世田谷区太子堂４－３－１ STKハイツ３階

6 雇用条件等

- （１）雇用期間 １年ごとの契約（初年度は令和６年４月１日～令和７年３月３１日）
- （２）契約更新 雇用期間内の勤務成績が良好である場合は、雇用期間を４回まで更新可能
- （３）基本給 月額 ２３０,０００円
- （４）各種手当等 本会の規定により、通勤手当（限度額 ５５,０００ 円/月額）、超過勤務手当を支給する。
※賞与あり（令和４年度実績 ２.７ヵ月分） ※昇給・退職金なし
- （５）勤務時間 午前８時３０分～午後５時１５分（休憩時間１時間、１日７時間４５分）
- （６）勤務日数 月１６日（原則平日、ただし土日祝日が勤務となる場合もあります）
- （７）休日 勤務の指定のない日
- （８）休暇 ①有給休暇あり ※採用時に１５日付与
②その他夏季休暇等、本会の規定により付与

- (9) 社会保険等 全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
(10) 雇止め 65 歳

7 採用予定日

令和6年4月1日

8 応募方法

以下の書類を申込先にメールか郵送または持込によりご提出ください。

(1) 履歴書(写真貼付)

* 自筆、入力いずれも可

* 応募動機、実務経験のある機関・団体名を記入してください。

* 履歴書右上余白に「自立生活支援専門員」とご記入ください。

* 書類選考結果をメールでお送りしますので、必ずメールアドレスをご記入ください。

(2) 職務経歴書

(3) 応募資格を証明する登録証等の写し

※ご提出いただいた書類の返却はできませんので、予めご承知おきください。

9 選考方法

(1) 書類選考

応募書類到着後、原則として7日以内に結果をご連絡します。

(2) 面接選考

①書類選考合格後、調整の上、面接の日時を決定します。

②面接選考時に、下記の課題レポートを提出していただきます。

テーマ：「生活困窮者自立支援法に定める『生活困窮者』が抱える課題と支援の際に配慮すべき点について」

字 数：700字以上800字以内

* 題名、氏名は時数に含まれません。

様 式：400字詰原稿用紙 A4 ヨコ書 20字×20行

* パソコン等使用の場合、原稿用紙のテンプレートを用いて20字×20行で設定してください。

10 選考結果

最終結果については、面接選考後、原則として10日以内にご連絡します。

11 申込先・問い合わせ先

〒157-0066 世田谷区成城 6-3-10 成城 6 丁目事務所棟 4 階 (小田急線「成城学園前」駅徒歩3分)

社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会 総務課 採用試験担当

TEL：03(5429)2200 FAX：03(5429)2204

E-mail：stg-s02@setagayashakyo.or.jp

* 問い合わせ時間：月～金(土・日・祝日・12/29～1/3 休) 午前8時30分～午後5時15分



世田谷区 社会福祉協議会

● 支えあい ● 心をつなぐ ● 合い言葉 ●